

三〇 有事

「有事」という言葉は、法令上の用語ではなく、その意味は必ずしも一義的であるわけではないが、国防衛に関連して使用される場合には、一般的には、自衛隊法第七六条の規定により防衛出動が命ぜられるような事態（すなわち、外部からの武力攻撃が現に存在する場合及び外部からの武力攻撃のおそれのある場合）をいうことが多いと考えられる。

有事法制の研究・有事来援研究とか、我が国有事の場合とかいう場合の「有事」とは、右のことを指しているものと考えられる。

(質問主意書・答弁書)

四について

「有事」という言葉は、法令上の用語ではなく、その意味は必ずしも一義的であるわけではないと思うが、国防衛に関連して使用される場合には、一般的には自衛隊法第七六条の規定により防衛出動が命ぜられるような事態をいうことが多いと考えられる。

(国会答弁例)

衆・内閣委 昭五三・八・一六

竹岡防衛庁長官官房長 答弁、

○竹岡説明員 有事という言葉で正確な定義があるわけではございませんが、事あるときということですから、自衛隊が行動を起こすようなときというところが一般的には言われておりますけれども、われわれが今回有事法令の勉強ということで言っておりますこの有事というのは、これは自衛隊法七十六条に言いますように、外部からわが国に対します武力攻撃があるような場合、そして防衛出動が下令されるような場合、要するに外国からの武力攻撃があるような場合、有事法令の研究におきます有事というのをそのように定義しております。

〔衆・安保委 平一・一一・一八〕
瓦 防衛庁長官 答弁〕

○国務大臣（瓦力君）・・・有事という言葉は法令上の用語ではございませんで、その意味は必ずしも一義的であるわけではございませんが、有事法制研究という有事につきましましては、同研究は、自衛隊法第七十条によりまして防衛出動命令が下令されました時点以降における自衛隊の円滑な任務遂行に係る法制上の問題点の整理を目的としておりまして、その意味で、ここで言う有事といえますのは、防衛出動命令下令事態ということになるわけでございます。